第一条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二条中「、オペレーショナル・リスク相当額及び控除項目」を「及びオペレーショナル・リスク相当額」に改める。

第三条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十条第二項第一号イ」に改める。

○財務省告示第九十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	四千六百万円	四千五百九十三万三百六十円
〃	第二回	五千六百六十七万円	五千六百六十万六千八百四円
〃	第三回	九千三百二十四万円	九千三百十二万八千五百七十二円
〃	第四回	八千百九十万円	八千百八十二万八千二百三十四円
〃	第五回	七千百六十六万円	七千百五十九万千四百九十八円
〃	第六回	六千六十五万円	六千五十八万七千百九十四円
〃	第七回	二億五百七十四万円	二億五百三十九万五千七百六十二円
〃	第八回	一億九千五百三十四万円	一億九千四百九十九万七千六百六円
〃	第九回	七千八百四万円	七千七百八十七万二千百三十八円
〃	第十回	二億四千二百七万円	二億四千百四十五万二千八百二十四円
〃	第十一回	二億二千七百四十万円	二億二千六百九十二万八千九百二十二円
〃	第十二回	一億六十万円	一億四十万七千六百二十四円
〃	第十三回	二億六百十三万円	二億五百八十万千五百三十六円
〃	第十四回	二億三千六百十六万円	二億三千五百七十六万四千八百八十四円
〃	第十五回	六千七百三十八万円	六千七百二十八万三千三百七十四円
〃	第十六回	二億四千二百九十四万円	二億四千二百六十一万三千百九十七円
〃	第十七回	三億千四百三十万円	三億千三百八十七万四千三百四円

〃	第十八回	一億八千五百十三万円	一億八千四百八十六万四千四百九十四円
〃	第十九回	七億九千百三十二万円	七億九千十八万八千九百五十二円
〃	第二十回	十二億六千九百五十六万円	十二億六千七百八十四万三百九十円
〃	第二十一回	三千五百六十万円	三千五百五十四万五千六百七十円
〃	第二十二回	五百五十万円	五百四十九万四千九百九十円
〃	第二十三回	四千二百五十万円	四千二百四十五万九千九十一円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第十回	二億七千八十四万円	二億六千九百九万千九百五十円
〃	第十一回	七億八千七百十五万円	七億七千九百四十九万七千九百三十四円
〃	第十二回	四億五千四十五万円	四億四千六百八十九万六千五百九十四円
〃	第十三回	五億八千三百十五万円	五億七千九百四十三万二千六百七十円
〃	第十四回	四億三千七百六十五万円	四億三千五百十七万四千八十六円
〃	第十五回	六億七千三百十五万円	六億六千八百七十五万千六百四十四円
〃	第十六回	四億二千六百十六万円	四億二千四百十二万二千六百二十円
〃	第十七回	三億四千五百十八万円	三億四千三百九十六万九千八百二十四円
〃	第十八回	二億四千九百六万円	二億四千八百十万七千四百四十六円
〃	第十九回	二億九千八百二十二万円	二億九千七百二十二万二千二十二円
〃	第二十回	八千百四万円	八千八十九万千四百九十八円
〃	第二十一回	一億八千四百六十一万円	一億八千四百六万五千七百六十円
〃	第二十二回	二億三百二十四万円	二億二百三十九万七千九百四円
〃	第二十三回	二億六千七百八十九万円	二億六千七百一万四千八百三十八円
〃	第二十四回	二億二千二百五十八万円	二億二千二百一万六千三百九十二円